

大和市告示第79号

大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市地域包括支援センター事業実施要綱（平成20年大和市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1号介護予防支援事業、」を削る。

第3条第1号を削り、同条第2号中「介護予防についての」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。